

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

阿久根市水道課より大切なお知らせ

## 令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

- 更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、更新の時期が近づきましたら通知します。  
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。  
登録内容に変更がある場合は、至急届出ください。

### ●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

### ●更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

### ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事事業者を運営していることを確認

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

### ◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等  
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは  
阿久根市水道課 TEL:0996-72-0312